

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領

〔 制 定 令和5年4月1日付け4農振第3520号
最終改正 令和7年12月16日付け7農振第2109号
農林水産省農村振興局長通知 〕

第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（4）の最適土地利用総合対策の実施については、交付等要綱によるほか、本要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

本対策の事業の種類及び内容については、次に定めるとおりとする。なお、各事業に係る具体的な内容は、別表1に定めるものとする。

1 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組

2 最適土地利用推進サポート事業

事業実施主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開や申請手続の簡素化等を図る取組

第3 実施区域等

本対策の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（同法第8条第1項の農業振興地域整備計画の策定又は変更により農用地区域となることが確実と見込まれる区域を含む。）内の農用地及びその農用地と一体的に整備する必要がある農用地等とする。

また、本対策の対象となる地域は、次に掲げる1から13までの地域（以下「中山間地域等」という。）とする。

- 1 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- 2 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条

に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

- 4 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- 5 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- 6 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- 7 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- 8 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- 9 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- 10 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- 11 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
- 12 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域
- 13 地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（以下「特認地域」という。）

第4 事業実施主体

- 1 第2の1の事業の実施主体は、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織又は農地中間管理機構とする。

なお、地域協議会は、以下の（1）及び（2）の要件を満たす組織とし、法人以外の地域運営組織は（2）の要件を満たす組織とする。また、事業実施主体が地域協議会以外の場合には、（1）のア～ウの参画を必須とし、これらの者の参画については、同意書により確認を行うものとする。

- （1）以下の者から構成される協議会であること。なお、ア～ウについては、必須の構成員とし、かつ、イ及びウについては、それぞれ複数の者が参画するものとする。

ア 市町村

イ 農業者（農業生産活動を行う個人、法人又は農業関係団体をいう。）

ウ 地域住民（実施地区を含む地域の自治会又は当該地域に居住する個人をいう。）

エ 実施地区内にある農用地の所有者

オ 農地中間管理機構

カ 農業委員会

- キ 土地改良区
- ク 農業協同組合
- ケ 森林組合
- コ 民間企業
- サ 特定非営利活動法人、社会福祉法人
- シ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ス その他市町村長が必要と認めた者

(2) 次に掲げる事項を定めた規約等が整備されていることとする。

- ア 目的
- イ 構成員、事務局並びに代表者及び代表権の範囲
- ウ 意思決定方法
- エ 解散した場合の地位の継承者
- オ 事務処理及び会計処理の方法
- カ 会計及び監査の方法
- キ その他運営に関する必要な事項

2 第2の2の事業の実施主体は、民間団体（農林水産業を営む法人、社会福祉法人、地域協議会、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等）とする。

第5 事業の実施要件

第2の事業の実施に当たっては、別表1に定めるほか、第2の1の事業においては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 1 原則として、中山間地域等における複数集落を対象とし、都道府県がその対象を選定すること。
- 2 営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、次に掲げる全ての要件を満たす土地利用構想を事業開始から3年以内に策定すること。

(1) 実施地区内の話し合いを通じて策定されること。

(2) 農用地の最適な利用を図るため適正な範囲を対象として策定されること。

(3) 土地利用構想に関する事項として、以下の項目に関する内容を具備していること（イの（イ）及び（ウ）並びにウについては、該当する場合に限る。）。

- ア 土地利用の方向性
 - （ア）地区の現況と課題
 - （イ）営農を続けて守るべき農地に関する事項
 - （ウ）粗放的利用を行う農地等に関する事項
 - （エ）（ア）～（ウ）を踏まえた土地利用を実現するための取組に関する事項

- イ 土地利用構想図

- （ア）地域内の土地利用の区分
- （イ）本事業で行う整備範囲
- （ウ）連携する事業の実施範囲

- ウ 整備計画

3 本事業による農用地保全の取組を行う場合には、別表1に定める農用地

の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。

- 4 実施地区において、別表2に掲げる事項を例に、農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと。

第6 事業実施期間

- 1 第2の1の事業の実施期間は、原則として2年以上とし、5年間を上限とする。
- 2 第2の2の事業の実施期間は、原則として1年間を上限とする。

第7 事業の公募

第2の2の事業を実施しようとする場合にあっては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）又は地方農政局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び事業実施主体の候補者の選定を行うものとする。

第8 事業の実施手続等

- 1 第2の1の事業の実施に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実施主体は、交付等要綱第6の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別記様式第1号により作成（事業実施主体が都道府県である場合にあっては市町村と連携し作成）し、事業実施主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に、事業実施主体が市町村である場合にあっては都道府県知事に、事業実施主体が都道府県又は市町村以外である場合にあっては市町村長に提出するものとする。市町村長は、事業実施主体により提出された事業実施計画を審査の上、適当であると認める場合においては、取りまとめて都道府県知事に提出するものとし、都道府県知事は、市町村長により提出された事業実施計画を審査の上、適当であると認める場合においては、別記様式第2号により取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。
 - (2) 事業実施計画の作成に当たっては、事業の開始年度において、目標年度（事業完了年度をいう。以下同じ。）までの取組内容を記載するものとする。
 - (3) 地方農政局長等は、(1)により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合は、これを承認するものとする。
 - (4) 事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度以降の各年度において、前年度の成果及び実績を考慮した上で、別記様式第3号により年度別事業実施計画を作成（事業実施主体が都道府県である場合にあっては市町村と連携して作成）し、3月末日までに、事業実施主体が都道府県である場合にあっては、地方農政局長等に、事業実施主体が市町村である場合にあっては、都道府県知事に、事業実施主体が都道府県又は市町村以外である場合にあっては市町村長に提出するものとする。市町村長は、事業実施主体により提出された年度別事業実施計画を審査の上、適当であると認める場合においては、取りまとめて都道府県知事に提出するものとし、都道府県知事は、市町村長により提出された年度別事業実施計画

を審査の上、適当であると認める場合においては、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

(5) 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、（3）により承認した事業実施計画及び（4）により提出された年度別事業実施計画については速やかに農村振興局長に報告するものとする。

(6) 第5の2の（3）のウの整備計画は、別記様式第4号により作成するものとする。

2 第2の3の事業の実施に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体は、第7の事業実施提案書の選定を受けてから一月以内に、事業実施計画を別記様式第5号により作成し、事業承認者（全国単位の取組にあっては、農村振興局長、地方農政局単位の取組にあっては、地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

(2) 事業実施計画の作成に当たっては、事業実施計画の期間内に実現しようとする目標を設けるものとする。

(3) 事業承認者は、（1）により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

(4) 事業承認者（農村振興局長を除く。）は、（3）により承認した事業実施計画について、農村振興局長に報告するものとする。

3 事業実施主体は、第2の1及び2の事業の実施にあっては、別記様式第8号の環境負荷低減のチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画に添付して提出するものとする。

また、実績報告の際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、交付等要綱第21第1項の実績報告書に添付して提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

4 1の（1）から（3）まで及び（5）の規定並びに2の（1）及び（3）の事業実施計画に係る規定は、事業実施計画の変更のうち次に掲げるものについて準用する。

(1) 土地利用構想の策定後における総事業費の3割を超える増減

(2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更

(3) 事業の変更又は廃止

5 土地利用構想の承認

(1) 事業実施主体は、第5の2に定める土地利用構想を策定又は変更したときは、事業実施主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等に、事業実施主体が市町村である場合にあっては都道府県知事に、事業実施主体が都道府県又は市町村以外である場合にあっては市町村長に、速やかに土地利用構想（変更の場合にあっては、変更後のものをいう。以下（1）において同じ。）を提出するものとする。市町村長は、事業実施主体により提出された土地利用構想を都道府県知事に提出するものとし、都道府県知事は、市町村長から提出された土地利用構想が第5の2に定める要件を満たしていると認められる場合には、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、都道府県知事は、提出された土地利用構想が第5の2の要件を

満たしていないと認められる場合は、要件を満たすまで、必要な指導及び助言を行うものとし、その際必要に応じて地方農政局長等へ助言を求めることができるものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1)による提出を受けた土地利用構想について、第5の2の要件を満たしていると認められる場合には、承認するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)の承認があった場合に、整備計画に定められた整備事業に着手できることを市町村長に報告するものとし、報告を受けた市町村長は、遅滞なく、事業実施主体へ報告するものとする。

第9 助成

交付等要綱第3第2項及び別表1により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費は、下表に定めるもの及び工事費等(第16の1に掲げる経費をいう。)とする。

区分	経費
1 人件費	農用地保全等推進員及び臨時に雇用される事務補助員等の人工費、農用地保全活動に係る掛けり増し人工費(通常の保全活動に係るものと除く。)
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費(委員等旅費、研修旅費及び日額旅費)
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等(飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外)
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料(原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「入札・契約手続き等の一層の改善について」(平成21年3月18日20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知)別紙の4の(2)のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託」は「委託」と、「再委託先」は「委託先」と、「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。)
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費(原則として、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。)
9 報酬	委員手当、技術員手当(給料及び職員手当(ただし、退職手当を除く。))
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等

12 資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等
13 機械賃料	事業に必要な作業機械、機材等の導入に係るリース・レンタル費
14 工事費	農用地保全の取組実証に必要な工事費
15 測量設計費	農用地保全の取組に必要な工事のための調査、測量、試験及び設計に要する経費
16 工事雑費	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3農振第3019号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の2によるもの
17 機械器具費	事業に必要な機械器具の購入費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）、運送費及び据付に要する経費
18 その他	事業に直接必要となるその他の経費

なお、人件費（賃金等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第10 実施基準等

第2の1の事業の実施は、次に掲げるとおりとする。

- 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の対象とすることはできない。
なお、他の国の助成と関連して事業を実施する場合には、二重の助成とならないようにしなければならない。
- 農用地保全に必要な基盤整備の対象農用地は、土地利用構想に位置づけられた範囲とし、再生利用が可能な荒廃農地（「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第3の1の（3）の規定に基づきアと判定された遊休農地をいう。）、荒廃化のおそれのある農地（農地法（昭和27年法律第229号）第33条第1項の農林水産省令で定める農地や運用通知第3の1の（3）に基づきイと判定された遊休農地、周辺の農地より条件等が悪く、今後維持管理が困難と見込まれる農地など地域の合意に基づいて荒廃化のおそれのあるものとして土地利用構想に定められた農地をいう。）及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等の農用地保全に取り組む農用地とする。
- 事業実施計画に係る事業費は、事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）による。

4 別表1の事業メニュー欄に掲げる事業の労務費の算出に当たっては、「公共工事設計労務単価」を用いるものとする。

なお、労務費のうち、日当等支払分（雇用した者に限る。）について、公共工事設計労務単価より安価な日当等の支払がある場合には、実際に支払われた日当等に基づいて算出することとする。また、日当等の支払額は、公共工事設計労務単価により算出される額を上限とする。

5 別表1の事業メニュー欄に掲げる事業において、市町村長から提出された事業実施計画ごとに交付単価のバラツキが生じないよう、都道府県知事は交付単価の上限を定めるなど公正性の確保に努めるものとする。

6 別表1の事項1最適土地利用総合事業に係る事業メニュー欄に掲げる「1の（5）のイの蜜源・綠肥・省力・景観作物等」及び「2の（1）のイの（オ）の土壤改良」の交付額の算定に当たっては、対象農用地の面積に法面等耕作の用に供しない面積は含めないものとする。

その際、市町村長は土地改良区等が所有する土地原簿等と農業委員会に備える農地台帳とを比較・確認等するものとする。

7 別表1の事項1最適土地利用総合事業に係る事業メニュー欄に掲げる「2の（3）の農用地保全のための農業環境整備」において、整備する施設等の規模及び能力は、整備の対象となる農用地の面積や生産物の量等に相当するものでなければならない。

8 第2の1の事業により整備した農用地等について、市町村長は、事業完了後、当該農用地において5年間耕作又は粗放的利用がされるまで、毎年度の利用状況の確認を確実に行わなければならない。当該確認に当たっては、農業委員会が実施する農地法第30条第1項に規定する利用状況調査の結果により確認するものとする。

なお、期間内に不作付の期間があった場合において、連作障害を回避するために休耕等を行っている又は土地改良通年施工等により休耕せざるを得ないと市町村長が判断した場合は、当該年の耕作又は粗放的利用を行ったものと取り扱うものとする。

また、市町村長は、当該農用地について事業完了した日から自然災害その他やむを得ない理由により5年を経ずして再び耕作又は粗放的利用がされなくなった場合には、別紙の指導・支援フロー図により、取組を再開するために必要な指導や支援、新たな耕作者又は管理者の確保等について検討するものとする。さらに、事業完了後、当該農用地において5年間耕作又は粗放的利用がされた後も、市町村長は引き続き、当該取組が継続されるよう努めるものとする。

市町村長は、取組状況等の確認結果（取組が行われていない場合の指導内容や今後の取組再開の見通しを含む。）について、別記様式第6号により、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

9 上記8のほか、市町村長は都道府県知事の求めに応じて、取組状況の確認結果を報告するものとする。

10 交付対象とする施設等（中古資材等を活用して施設を整備する場合を含む。以下「施設等」という。）は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表等による耐用年数が5年以上20年以下のものとする。

また、施設等が中古機械又は中古施設である場合には残存耐用年数が2年以上のものとする。

- 11 施設等が適正に利用されると認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。
- 12 目的外使用のおそれがある又は事業効果の少ない施設等は、交付対象としないものとする。
- 13 施設等の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならないものとする。
- 14 施設等の用地が確保される見通しがないなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していないものとする。
- 15 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれるものでなければならないものとする。
- 16 既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地区的実情に照らし適当な場合には、古品及び古材の利用による事業を交付対象とすることができまするものとする。なお、古品及び古材の利用については、次によるものとする。
- (1) 古品及び古材を利用する場合は、古品及び古材を利用することにより新品の購入又は新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。
- (2) 使用する古品及び古材の材質、規格、形式等は、新品及び新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品及び新資材と同程度の耐用年数を有するものでなければならない。
- (3) 古品及び古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品及び新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品及び古材は、交付対象としないものとする。
- 17 別表1の事業メニュー欄に掲げる1の(2)の「実証事業」及び1の(4)の「省力化機械の導入」における農業用機械・施設の導入は、次によるものとする。
- (1) 交付対象となる機械・施設については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)にかかわらず、リース方式による導入ができるものとする。
- (2) 機械・施設の導入に当たっては、リース方式を原則とするが、やむを得ない理由によりできない場合には、次によるものとする。
- ア レンタル方式(リースを行うことが困難な場合)
- イ 購入(リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る)
- (3) リース方式による機械・施設の導入の申請方式については、事業実施主体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とし、やむを得ない理由により共同申請ができない場合は単独申請とする。なお、共同申請の場合の交付金は、事業実施主体が選定した機械・施設の購入を行ったリース事業者へ支払うこととする。
- (4) リースによる導入に対する交付額(以下「リース料交付額」という。)については、次に掲げる算式によるものとする。
- 「リース料交付額」 = リース物件購入価格(税抜き)
- ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次に掲げる算式によるものとする。

さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次に掲げる算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料交付額」} = \text{リース物件購入価格 (税抜き)} \times \left(\frac{\text{「リース期間」}}{\text{「法定耐用年数」}} \right)$$

$$\text{「リース料交付額」} = \text{リース物件購入価格 (税抜き)} - \text{「残存価格」}$$

- (5) リース方式により導入する機械・施設の購入先の選定に当たっては、当該機械・施設の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札の実施又は複数の業者より見積りを提出させること等により、事業費の低減を図らなければならない。
- (6) 市町村長は、農業機械による事故を防止する観点から、事業実施主体に対して農作業安全に係る研修への参加を促すものとする。
- (7) リース方式による機械・施設の導入に対する交付に当たっては、都道府県知事は、対象とする施設・機械で同種同能力のものについて、申請によって交付額のバラツキが生じないように、希望小売価格等を参考にして交付額の上限を定めるなど公平性の確保に努めるものとする。
- (8) リース方式による機械・施設の導入に当たっては、次に掲げるものは交付対象としない。
- ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
 - イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの
 - ただし、以下に掲げる要件を満たす場合には、この限りではない。
- (ア) 農用地保全の取組に真に必要であり、使用する期間内において他用途に使用されないこと。
- (イ) 適正に利用されることが確認できること。
- ウ 他の補助金及び他の国の補助金を受けた又は受ける予定のもの
 - エ 本体価格が50万円未満の機械（アタッチメントを含む。）及び施設
 - オ 購入選択権付きリース
- (9) 事業実施主体で具備すべき機械・施設を導入する経費は交付対象外とする。
- (10) 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものを導入する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

第 11 事業の施行

第 2 の 1 の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる事項を踏まえるものとする。

1 事業の施行

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、本事業の施行に当たっては、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たっては、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するもの

とする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、総会の議決等所要の手続を行った上で、原則として指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法により施工業者を選定し、又は必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 施工方法

本事業は、次に掲げる施工方法によって実施するものとし、一の事業については一の施工方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の抑制を図るため適切と認められる場合には、一の事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施工方法により施工することができるものとする。なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施工は、原則として請負施工によるものとし、また、機械及び器具の購入は、直営施工によるものとする。

ア 直営施工

(ア) 工事

直営施工においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施工するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、農家・地域住民等参加型の直営施工を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

(イ) 購入

機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係者からのカタログの入手や参考見積りの徴収により予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次に掲げる場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、②の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

① 事業実施主体が、農業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、総会等の議決を得る等の手続を経た場合

② 競争入札に付しても入札者がない場合又は落札に至らなかつた場合

イ 請負施工

請負施工においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等については、次に掲げる方法により行い、適正を期するものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次に掲げる場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、②の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

① 事業実施主体が、農業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、総会等の議決を得る等の手続を経た場合

② 競争入札に付しても入札者がない場合又は落札に至らなかつた場合

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施工及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施工

委託施工においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施工による場合にあっては、総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施工との比較検討を行い、委託施工によるとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施工における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施工に準じて適正に行うものとする。

2 契約の適正化

本事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房經理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第12 未しゅん功工事の防止

第2の1の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林水産事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第13 会計経理

第2の1の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、会計経理について、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 本交付金に係る事業費の経理については、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする。
- 2 分担金又は負担金の徴収に当たっては、負担割合を明確にするため、請求書及び領収書を発行しておくものとする。
- 3 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認した上で行うものとし、その都度領収書を受領し保管しておくものとする。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うものとする。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類については、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくものとする。

第14 施設等の管理

第2の1の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効果的な運用を図り、適正に管理運営を図るものとする。なお、以下において「財産処分」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定による財産の処分をいうものとする。

1 管理主体

施設等の管理については、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。

2 管理方法

- (1) 管理主体は、施設等の管理状況を把握するため、交付等要綱第29第3項の規定による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 管理主体は、その管理する施設等について、総会の議決等の所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより、適正な管理運営を

行うとともに、施設等の継続的活用を図るため、更新に必要な資金の積立に努めるものとする。

(3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち必要な項目を記載するものとする。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 更新に必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌、施設利用簿等を適宜作成し、整理保存するものとする。

第15 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

第2の1の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分担金又は負担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

(1) 直営施工の場合

- ア 工事材料検収簿及び同受払簿
- イ 賃金台帳及び労務者出役簿
- ウ 工事日誌及び現場写真
- エ 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合）
- オ その他

(2) 請負施工及び委託施工の場合

- ア 入札てん末書類
- イ 請負等契約書類
- ウ 工事完了届及び現場写真
- エ 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合）
- オ その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分担金又は負担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等）
- (4) その他

4 往復文書等

本交付金の交付から財産処分等に至るまでの事業実施計画、申請書類、交付決定書類、承認書類及び設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程及び利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第 16 交付対象事業費の内容、構成及び積算

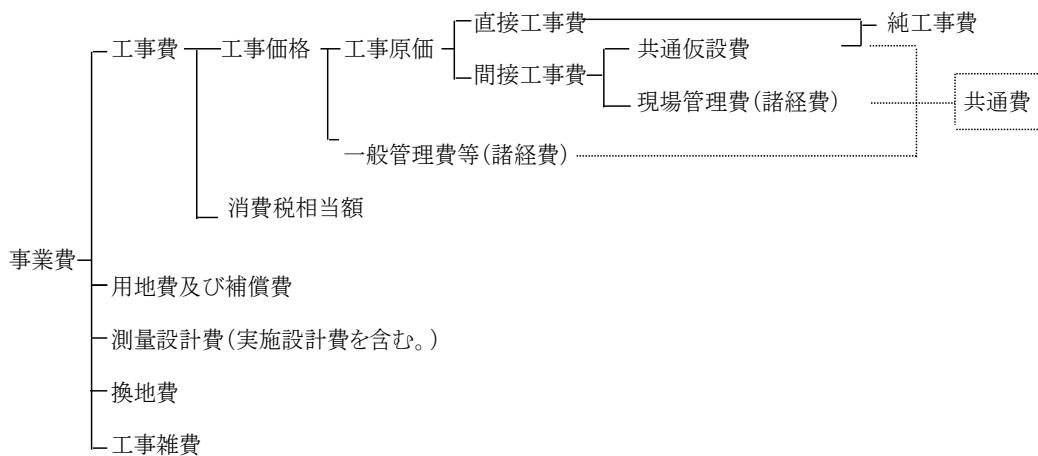
1 別表 1 に掲げる事業のうち、定率交付に係る国の交付対象事業費の内容等は、次に掲げるとおりとする。

区分	内容
1 工事費	支給品費を含む。
2 測量設計費	工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費
3 機械器具費	工事の施工に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が工事期間を超えるものを除く。）
4 営繕費	工事の施工に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入に必要な経費
5 用地費及び補償費	補償費については、工事の施工に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び受注者が善良な管理者の注意をもって管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力により損失を与えた場合に限る。 なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号農林省農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。
6 実施設計費	
7 換地費	土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に規定する区画整理及び同項第3号に規定する農用地の造成に要するものに限る。
8 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の2によるもの。

2 交付対象事業費の構成

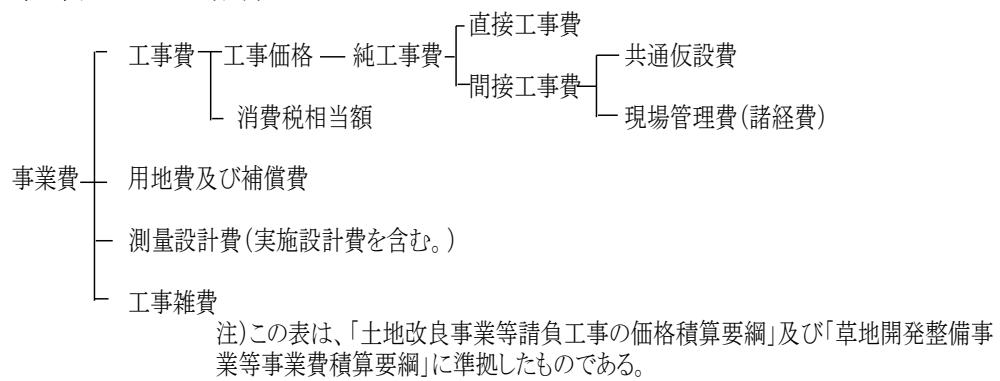
1 の交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

- (1) 請負施工の場合



注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

(2) 直営施工の場合



3 本交付金対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施工方法に応じ、次に掲げる方法により積算するものとする。

なお、直営施工で実施する場合にあっては、事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとし、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

(ア) 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は直接工事費、共通費及び消費税相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機械等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

(イ) 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知)に準じて行うものとする。

イ 支給品費

(ア) 支給品費は、請負施工及び委託施工にあっては事業実施主体が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施工等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

(ウ) 工事材料について支給を行う場合には、工事材料を支給することが工事費の低減につながるかどうかを検討し、工事費の低減につながるときは、原則として工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 古品又は古材

古品又は古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古品又は古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費、工事雑費及び既存施設の解体費とする。

エ 共通仮設費

共通仮設費は、建物又は工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区分	内容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理、試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する

運搬費 その他の 費用	費用 共通仮設に伴う運搬に要する費用 上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用
-------------------	---

才 諸経費

- (ア) 諸経費は、請負施工又は委託施工においては請負人等が、直営施工においては地方公共団体等が出資する法人が必要とする、表1に掲げる現場管理費及び表2に掲げる一般管理費とする。
- (イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

表1 現場管理費

区分	内容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する経

	費、その他上記のいずれの項目にも属さない費用
--	------------------------

表2 一般管理費

区分	内容
役員報酬	取締役及び監査役に要する費用
従業員給与手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のために特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のために特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雜費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

力 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）

及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計等と併せて工事の施工監理を建築士等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるるものとする。

（3）工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の規定にかかわらず、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が地方農政局長等と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

（4）用地費及び補償費

ア 用地費及び補償費は、基盤整備等の工事に伴う補償費、補償工事費等とする。

イ 基盤整備等に係る用地の賃借に要する費用及び補償費の積算は、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）に準じて行うものとする。

第17 事業の評価

- 1 事業実施主体は、事業開始年度から事業完了年度まで、毎年度事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価（事業実施主体が都道府県である場合にあっては市町村と連携して評価）を行い、評価結果を別記様式第7号により事業実施年度の翌年度の5月末までに、事業実施主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等に、事業実施主体が市町村である場合にあっては都道府県知事に、事業実施主体が都道府県又は市町村以外である場合にあっては市町村長に報告するものとする。市町村長は、事業実施主体から報告のあった評価内容を確認し、意見を付して速やかに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により報告のあった事業評価を確認し、目標の達成状況が低調な場合は、事業実施主体に対して重点的な指導・助言を行った上、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。
- 4 2により提出を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、事業実施主体から報告された当該評価結果を速やかに農村振興局長に報告するものとする。
- 5 2の低調とは、事業実施計画に定めた取組内容と事業実績を比較し、取組内容の達成率がおおむね50%未満となった場合とする。
- 6 指導を受けた事業実施主体は、1の報告と併せて別記様式第7号に改善計画及び改善状況を追記して1に準じて提出するものとする。
- 7 目標年度における目標達成率が100%未満であった事業実施主体は、目標年度の翌年度の5月末までに別記様式第7号に改善計画及び改善状況

を追記し、1に準じて提出するものとし、目標が達成されるまで継続するものとする。

8 6及び7の以後の取扱いについては、目標が達成されるまで1に準ずるものとする。

第18 留意事項

第2の1の事業の実施に当たっての留意事項は、次に定めるところによる。

1 推進指導等

(1) 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本事業の実施に関して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)に該当する事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、本事業を行わせないものとする。

2 関連事業等との連携

交付等要綱第9に規定する「関連事業等との連携」とは、都道府県知事及び市町村長が、農用地保全の取組を促進する観点から、第2の1の事業と併せて次に掲げる事業との連携に努めることをいうものとする。

(1) 交付等要綱第3の(1)の「地域資源活用価値創出対策」、(2)の「中山間地農業推進対策」、(3)の「山村活性化対策」

(2) 持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号・3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知)別表1の3の(1)のアの(ア)の「果樹経営支援対策事業」

(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知)第4の2の(1)「鳥獣被害防止総合支援事業」及び(9)「鳥獣被害防止対策促進支援事業」

(4) 持続的生産強化対策事業交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知)別表1の5の「養蜂等振興強化推進」

(5) 中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱(令和2年3月31日付け元農振第2707号農林水産事務次官依命通知)第2の1の「中山間地域総合整備事業」

(6) 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)の①のアの(エ)農村整備のうち、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長、農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知)別紙4-1の運用1に定める農村集落基盤再編・整備事業のうち、第1の3の「農地環境整備型」

(7) 農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知)別表の「1. 定額助成」については(1)から(10)までの事業、「2. 定率助成」については(1)から(11)まで及び(15)から(17)までの事業

3 5年間耕作又は粗放的利用の免責事由

自然災害その他やむを得ない理由により5年を経ずして耕作又は粗放的利用がされなくなった場合において、第10の8の規定に基づき、別紙の指導・支援フロー図により、第2の1の事業により整備した農用地等において耕作又は粗放的利用が再開されたときは返還の対象としない。

なお、第10の8に規定する「その他やむを得ない理由」に該当する場合は、土地収用法（昭和26年法律第219号）等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は同法第3条の「土地を収用し、又は使用することができる事業」の要請により任意に売渡若しくは使用させた場合とする。

4 本事業で整備した農用地等の転用に伴う交付金の返還措置

別表1の事業メニューの欄の「最適土地利用整備事業」について、本事業による整備の実施後8年を経過しない間に同一主体による一連の行為により整備した目的外の転用が行われた場合又は施設等が廃止された場合は、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。

- (1) 土地収用法第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
- (2) 本事業で整備した農用地等において、農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合
- (3) (1)及び(2)のほか、北海道にあっては農村振興局長が、他の都府県にあっては、農村振興局長と協議の上、地方農政局長等（農村振興局長を除く。）が、特にやむを得ないと認める場合

5 上記4により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$\text{交付金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象交付金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

6 その他の交付金の返還措置

第2の1の事業の事業実施主体又は対象農用地が整備された農用地所有者が、交付を受けた後に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、交付等要綱及び本要領に定める要件を満たさないことが判明した場合その他次に掲げる事由に該当した場合には、交付金の全部又は一部の返還措置を講ずるものとする。なお、交付金の返還額の算定方法は5によるものとする。

- (1) 対象農用地が整備された後、5年以内に第2の1の事業から脱退した場合
- (2) 対象農用地が整備された後、土地利用構想に位置付けられた目的と異なる利用をした場合
- (3) 5年間以上耕作又は粗放的利用を継続することができなかった場合（第10の8の自然災害その他やむを得ない理由により5年間を経ずして耕作又は粗放的利用がされなくなった場合を除く。）

7 市町村長は、第2の1の事業の支援の対象とする農用地の所有者に賃貸料収入が生ずる場合には、第2の1の事業により整備してからの5年間ににおける賃貸料収入相当額を原則として、市町村長と農用地所有者が協議し

合意した額を農用地所有者から徴収し、事業実施主体に納付するものとする。

また、農用地所有者から管理委託等により農用地所有者から一定の管理経費相当額の負担を求め、事業実施主体の負担分に充当するよう努めるものとする。

第19 事業の状況報告、調査及び情報の提供について

第2の1の事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

また、第2の1の事業実施主体は、地方農政局長等及び第2の3の事業実施主体から事業に関する調査及び取組状況等について情報の提供を求められたときは応じなければならない。

附 則

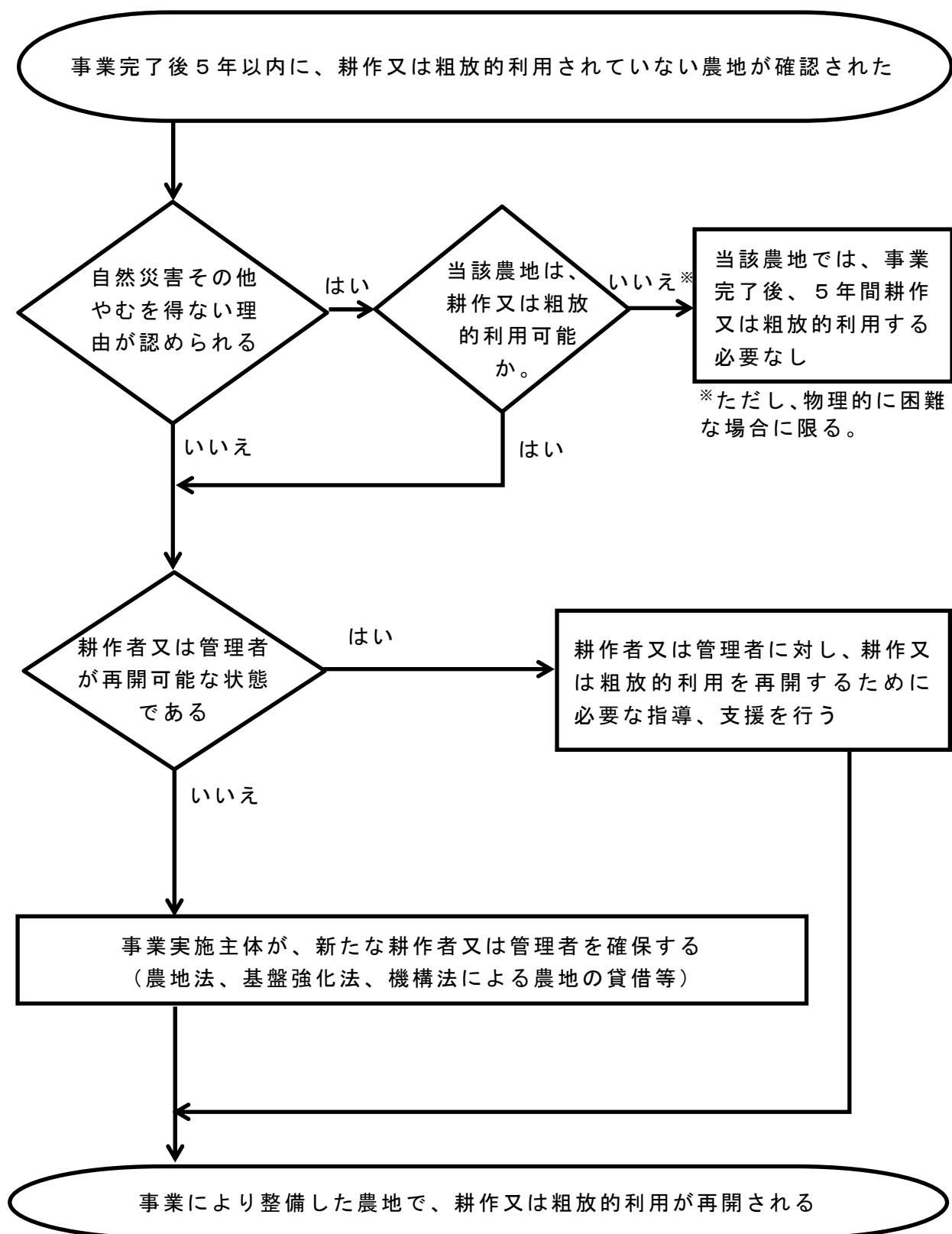
- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき、令和6年度までに着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表1の規定は、令和5年4月1日以降に事業実施計画が承認された事業について適用する。

別紙

指導・支援フロー図



別表 1

事 項	事業メニュー	交付要件	交付率及び助成額
1 最適土地利用総合事業	<p>1 最適土地利用推進事業</p> <p>(1) 土地利用構想の概定 地域ぐるみの話し合い、実施体制の整備や専門家の派遣、先進地視察等の土地利用構想の概定のための取組</p> <p>(2) 実証事業 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の策定及び持続的に農用地を保全するための実証に関する取組</p> <p>(3) 土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組</p> <p>(4) 省力化機械の導入</p> <p>(5) 粗放的利用体制整備 ア 放牧（家畜レンタル、家畜運搬、管理経費等） イ 蜜源・緑肥・省力・景観作物等（種苗費、管理経費等） ウ 緩衝帯整備（管理経費等） エ ビオトープ（管理経費等） オ 計画的な植林（苗代、管理経費等）</p> <p>(6) 農用地保全等推進員の措置</p> <p>2 最適土地利用整備事業</p> <p>(1) 粗放的利用のための条件整備 ア 放牧に関する整備 (ア) 電牧器整備 (イ) 電気牧柵 (ウ) 給水施設整備 (エ) 繫留施設整備 (オ) 簡易家畜舎整備 (カ) 家畜衛生設備 イ 蜜源・緑肥・省力・景観作物の作付け等に関する整備 (ア) 刈払・伐根 (イ) 集積・運搬 (ウ) 除礫 (エ) 耕起・整地 (オ) 土壤改良</p> <p>(2) 農用地保全のための基盤整備 ア 農業用排水施設 イ 農道 ウ 暗渠排水 エ 客土 オ 区画整理 カ 安全施設 キ 農地等保全 (法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウス等の再生利用、農作物被害防止施設、廃棄物処理等)</p>	<p>交付要件は、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 最適土地利用推進活動を通じて、土地利用構想を策定すること。</p> <p>(2) 貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、本事業で整備した農用地等において5年間以上耕作又は粗放的利用することが確実であること。ただし、水稻を除く。</p> <p>(3) 粗放的利用について、次に掲げる中から1つ以上の取組を行うこととし、検証に関する記録を整理保存し、第17の1の報告及び第19の情報の提供の際に提出すること。</p> <p>ア 放牧 イ 蜜源作物の作付け ウ 緑肥作物の作付け エ 省力作物の作付け オ 景観作物の作付け カ 緩衝帯整備 キ ビオトープ ク 計画的な植林</p> <p>(4) 事業メニュー欄の1の(6)を実施する場合には、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）の農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画を策定していること又は策定することが確実であること。</p> <p>(5) 営農を続けて守るべき農地の整備については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく地域計画の策定又は策定の見込みがあること。</p>	<p>1 事業メニュー欄の1に係る交付率は、定額とし、助成額の上限は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)は助成単価（年標準額1,000万円）に当該支援の事業年数を乗じた額とする。</p> <p>(5)のア及びイは各年度10,000円/10a、ウ～オは各年度5,000円/10aとする。ただし、中山間地域等直接支払交付金の交付対象農用地は助成の対象外とする。</p> <p>(6)は各年度の上限を250万円とする。</p> <p>なお、(5)は定着支援として3年間を上限とする。</p> <p>2 事業メニュー欄の2に係る交付率は、事業費の5.5/10以内（ただし、沖縄県にあっては、事業費の10分の8以内、奄美群島にあっては、10分の6以内）とし、助成額の上限は、助成単価（年標準額2,000万円）に当該支援の事業年数を乗じた額とする。</p>

	(3) 農用地保全のための農業環境整備 ア トイレ イ 農機具収納施設 ウ 農業用ハウス		
2 最適土地利用推進サポート事業	1 最適土地利用推進サポート事業 農用地保全の取組内容や現地調査等による各地域の土地利用構想の進捗管理・取組の成果等の整理・分析など地域における最適な土地利用の推進に必要な取組であること。		交付率は、定額とする。 ただし、各年度の助成額の上限は、農村振興局長又は地方農政局長が別に定める公募要領によるものとする。

別表 2

成果目標（例）	単位
荒廃農地及び遊休農地の解消面積	ha
荒廃農地及び遊休農地の発生防止面積	ha
粗放的利用面積	ha
地域特産物の作付面積	ha
話し合い・協議回数又は参加人数	回・人
農用地管理コストの削減	%
管理主体の確保	組織
管理主体の管理面積	ha
その他農用地保全に関する事項	